

令和8年度 認定こども園入園案内

目 次

子ども・子育て支援新制度について	1
施設利用の認定要件(基準)について	2
施設の利用申込みと利用調整について	3
入園申込みの手続きについて	4
申込みからご利用までの流れについて	7
公立認定こども園の利用時間について	9
保育料について	10
給食費について	12
令和8年度 阿波市 認定こども園一覧表	13
令和8年度 阿波市 認定こども園施設情報	14

阿波市

子育て支援課 (Tel0883-36-6813)

阿波市ホームページ <https://www.city.awa.lg.jp/>



※ この冊子は、入園申込みから入園後の案内などを記載しています。
入園手続き後もご覧いただく書類となりますので、大切に保管いただきますよう
お願いいたします。

子ども・子育て支援新制度について

平成27年度から子ども・子育て新制度が本格的にスタートしています。新制度では、保育施設(保育所・幼稚園・認定こども園等)の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。

【阿波市の認定区分と施設利用可能時間】

年 齢 (R8.4.1時点)	保育の 必要性	認定区分	施設利用可能時間
満3歳以上 (3・4・5歳児)	なし	1号認定	教育標準時間 (おおよそ4時間・長期休業あり)
	あり	2号認定	保育標準時間(最大 11 時間) 保育短時間 (最大8時間)
満3歳未満 (0・1・2歳児)	あり	3号認定	保育標準時間(最大 11 時間)
			保育短時間 (最大8時間)

【3つの認定区分】

◎1号認定 教育標準時間認定

(満3歳以上で、教育を希望する場合)

◎2号認定 満3歳以上・保育認定

(満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当する場合)

◎3号認定 満3歳未満・保育認定

(満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当する場合)

※「保育を必要とする事由」に関しては、2ページをご覧ください。



施設利用の認定要件(基準)について

【 2号・3号認定(保育認定) 保育を必要とする事由 】

認定こども園等で、2号・3号認定を受けることができるのは、次の基準に該当する児童です。
「集団生活に慣れさせるため」「下の子の保育に手がかかるから」「友だちがいないから」などの理由では利用することはできません。

- ① 保護者・児童ともに阿波市に住民票がある。
- ② 児童の保護者が次のような理由により、保育の必要性があると認定された場合に限る。

(※同居の親族、その他の者が保育をすることができる場合、その優先度を調整することがあります。)

事 由	内 容	保育時間の区別	
就労 (月48時間以上)	フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内 就労等、基本的に全ての就労	月120時間以上	保育標準時間
		月48時間以上 120時間未満	保育短時間
母親の出産	母親が出産の前後(産前産後各8週間)の場合	保育標準時間	
病気等	保護者に病気や心身に障がい等があり、保育が 困難と診断された場合	保育標準時間	
病人の看護・介護等	同居の親族を常時看護・介護している場合	基本的に保育短時間 (内容によっては保育標準時間)	
災害等	保護者が震災、風水害、火災等でその復旧に 当たっている場合	保育標準時間	
求職活動	就労予定(求職活動中)の場合 (起業の準備を含む)	保育短時間 ※認定期間は最大90日	
就学・職業訓練等	就学している場合(職業訓練を含む)	学校、職業訓練の時間に応じて保育 標準時間または保育短時間	
児童虐待、DV等	児童虐待やDVのおそれがある場合	保育標準時間	
育児休業	育児休業取得前から、すでに保育を利用してい る児童の継続利用が必要である場合 (原則、同一施設に限る) <u>※新規申込みの児童は該当しません。</u>	保育短時間 (概ね1年の入園が可能)	
その他	上記に類する状態にあると市長が認めた場合	保育の必要な事由の時間に応じて 保育標準時間または保育短時間	

※ 申込み時に上の表の「保育を必要とする事由」を証する書類が必要となります。

※ 保護者のどちらかの保育必要量が短時間に該当する場合は、保育短時間での認定となります。

※ 年度途中でも上記に該当しなくなったら退園となります。

※ 「保育必要時間(標準時間・短時間)」は、保育を必要とする事由や保護者の就労時間などをもとに決められるため、状況に変更があった場合には、子育て支援課もしくは利用中のこども園へお申し出のうえ、速やかに必要書類を提出してください。保育時間(標準時間・短時間)の変更については、届出の翌月からの適応となります。
正当な理由なく変更の届けを行わない場合は、子ども・子育て支援法第24条により認定取消(退園)となる場合があります。

【 1号認定(教育認定) 入園資格 】

満3歳以上の子どもは希望すればどなたでも認定を受けられますが、3歳児は定員等の関係で希望する施設に入園できない場合があります。

◎対象年齢

<3歳児> 令和4年4月2日～令和5年4月1日生

<4歳児> 令和3年4月2日～令和4年4月1日生

<5歳児> 令和2年4月2日～令和3年4月1日生

※原則として、4・5歳児は通園区域の施設にお申し込みください。

施設の利用申込みと利用調整について

【 阿波市内の施設利用を希望する場合 】

認定こども園の利用を希望する場合は、利用申込みが必要です。(4ページ以降参照)

利用施設の決定にあたっては、保護者の就労状況・家庭状況などを確認し、より保育の必要性が高いと考えられるお子さんが優先的に利用できるよう調整します。(利用決定は申込みの先着順ではありません。)ただし、「保育を必要とする事由」によって申込みされても、次のような場合には入園できないことがあります。

①申込み内容に虚偽があった場合。(決定の取り消しを行う場合もあります。)

②希望者が多数いるため、定員や保育教諭数等に余裕がない場合。

(第2希望・第3希望の施設に決定する場合もあります。)

【 阿波市へ転入予定の方及び妊娠期の場合の申込みについて 】

転入予定の方及び出産予定の方でこれから生まれてくるお子さんについて、令和8年度中に入園を希望する場合は、受付期間中(令和7年11月21日まで)に申込みを行ってください。

年度途中の申込みも随時受付していますが、令和8年度の受付期間中に申込み手続きをされた方から施設の利用調整を行います。

【 育児休業復帰に伴う申込みについて 】

育児休業を終え、仕事に復帰する場合は、育児休業からの復職日が20日までであれば前月の1日、21日以降であれば当月の1日から就労での認定(利用申込み)が可能です。ただし、育児休業を取得した職場とは別の職場に復職されたり、退職されたりした場合は、利用調整の指数が変更となり、再調整を行うこととなりますので、必ず子育て支援課へご連絡ください。

※初めて入園されるお子さんについては、利用開始日から2～3週間程度

「慣らし保育」を実施しています。

復職予定での申込みの場合は、8ページの「①慣らし保育について」をご覧ください、入園希望月を決定してください。



【 利用調整について 】

2号・3号の利用施設決定については、「阿波市保育所等の利用調整に関する要綱」に基づき、より保育の必要性が高いと考えられる児童が優先的に保育を利用できるように調整・決定します。各園の入園希望者数や受入れ体制の関係で、第1希望の施設に入園できない場合や兄弟姉妹で別々の施設への入園、また、利用開始月についてもご希望に添えないことがありますのでご了承ください。

【 広域利用について 】

①阿波市外の施設を利用したい場合

阿波市内に住民票がある方が、市外の施設(※認可外施設を除く)の利用を希望する場合は、施設の所在する市町村の受付期間に応じて申込みをする必要があります。ただし、定員に空きがない、広域利用を実施していない、利用可能な施設が限られているなど、市町村により実施状況が異なりますので、あらかじめご希望の施設等がある市町村または阿波市子育て支援課へお問い合わせください。

②阿波市外に住民票がある方が、阿波市内の施設を利用したい場合

住民票のある市町村に、利用申込みをしてください。ただし、施設の利用については阿波市内に在住の方(住民票がある方)が優先となりますのでご了承ください。

入園申込みの手続きについて

申請様式については、子育て支援課、各支所(吉野・土成・阿波)に備え付けているほか、阿波市ホームページからダウンロードできます。

【**新規の方**】市の認定を受けていない方、認定を受けているが市内の保育施設等を利用していない方

【**継続の方**】市の認定を受けて令和7年度末まで市内保育施設等を利用し、令和8年度も年度当初から引き続き同じ保育施設の利用を希望する方

【**転園等の方**】市の認定を受けて令和7年度末まで市内保育施設等を利用し、令和8年度からは別の保育施設の利用を希望する方

継続・転園等の方については、毎年、新規申込みの受付時期に『現況届』を提出していただきます。提出様式は、新規申込みの方と同じになりますが、マイナンバー申告書の提出は必要ありません。

(1) 1号認定(教育認定)での申込み

公立認定こども園と私立認定こども園では手続きが異なりますので、ご注意ください。

【 公立認定こども園を希望の方 】

- ▶ 受付日時 令和7年11月4日(火)～令和7年11月21日(金)
午前8時30分～午後5時まで(土・日・祝日除く)
- ▶ 提出書類 ①施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書(兼現況届)
②マイナンバー申告書、マイナンバー及び本人確認書類(新規の方のみ)
- ▶ 提出先 新規の方・・・子育て支援課(本庁1階②番窓口)
継続・転園等の方・・・現在利用中の施設

【 私立認定こども園を希望の方 】

私立認定こども園に1号認定で入園申込みをされる方は、「入園申込み」と「認定申請(現況届)」の2つの手続きが必要です。

<新規・転園等の方>

◆入園申込み

- ▶ 受付日時 令和7年10月6日(月)～令和7年10月24日(金)
午前9時～午後5時まで(土・日・祝日除く)
- ▶ 提出書類 入園申込書(申込書は各施設で配布しています。)
※子育て支援課窓口でも配布しております。
- ▶ 提出先 希望の施設に直接提出してください。

◆認定申請

- ▶ 受付日時 令和7年11月4日(火)～令和7年11月21日(金)
午前8時30分～午後5時まで(土・日・祝日除く)
- ▶ 提出書類 ①施設型給付費・地域型保育給付費 支給認定申請書(兼現況届)
②マイナンバー申告書、マイナンバー及び本人確認書類(新規の方のみ)
- ▶ 提出先 新規の方・・・子育て支援課(本庁1階②番窓口)
転園等の方・・・現在利用中の施設

《お願い》

市内の私立認定こども園を1号認定(教育認定)でご利用希望の方は、まず、希望の私立認定こども園に入園申込みを行ってください。申込み締切後、1週間ほどで私立認定こども園より「入園内定通知」等が発行されます。認定申請の際には、入園内定通知等(写しでも可)も併せてお持ちください。



<継続の方>

◆継続利用の確認

ご利用中の施設から、令和8年度の1号認定での継続利用について、希望調査を行います。
(10月末までに)

◆現況届

- ▶ 受付日時 令和7年11月4日(火)～令和7年11月21日(金)
午前8時30分～午後5時まで(土・日・祝日除く)
- ▶ 提出書類 施設型給付費・地域型保育給付費 支給認定申請書(兼現況届)
- ▶ 提出先 現在利用中の施設

(2) 2号・3号認定(保育認定)での申込み

- ▶ 受付日時 令和7年11月4日(火)～令和7年11月21日(金)
午前8時30分～午後5時まで(土・日・祝日除く)
- ▶ 提出書類 ①施設型給付費・地域型保育給付費 支給認定申請書(兼現況届)
②保育の必要性があることを証明する書類(下の表をご確認ください。)
③マイナンバー申告書、マイナンバー及び本人確認書類(新規の方のみ)
- ▶ 提出先 新規の方・・・子育て支援課(本庁1階②番窓口)
継続・転園等の方・・・現在利用している施設

●保育の必要性があることを証する書類

認定理由	提出書類
就労 (外勤、自営、農業、内職など)	「就労証明書」
求職活動	「求職活動申立書」+ハローワーク等の証明
出産	「出産要件に関する申立書」+ 母子健康手帳の写し [表紙と出産予定日(分娩予定日)記載ページ]
疾病・障がい	「病気等の状況に関する申立書」+ 診断書又は障害者手帳の写し
介護・看護	「介護・就学等要件に関する申立書」+ 診断書又は介護認定等の写し
学生等(職業訓練も含む)	「介護・就学等要件に関する申立書」+ 学生証等の写し
その他	上記以外「介護・就学等要件に関する申立書」+内容が分かる書類

※基本的に、同居の親族(65歳以下)の方の書類は必要ありませんが、希望が多い場合は提出がある児童の入園を優先することがあります。

※申請書(申込書)は、上記の証明の添付がない場合は受理できません。

※**求職活動中の場合は、入園を承諾した日から90日間の入園となります。**

最大90日以内に就労されますと入園の継続が可能です。(ただし就労証明書等の提出が必要)

※年度途中で出産予定がある方は、認定内容が変更になる場合がありますので事前にご相談ください。

※心身の障がい等、特別な支援が必要な場合は、受入れ体制等を考慮する必要がありますので、申込みの時に必ず申し出てください。

(3) 入園申込書の記入上の注意

記入にあたっては、別紙の「記入例」「記入上の注意」を参考にしてください。

- ① 申請書はボールペンで記入してください。
(鉛筆や消せるボールペン、修正テープなどは使用しないでください。)
- ② 記入内容を訂正する場合は、当該箇所にも二重線を入れ、空白に正しい内容を記入してください。
(訂正箇所と申込者氏名のところに押印が必要です。)
- ③ 申請書は入園を希望する児童1人につき1枚使用してください。

- ④ 「世帯の状況」の欄は生計を同じくする家族全員(単身赴任の家族も含む)を記入してください。
(欄が足りない場合は、別の用紙を添付してください。)
- ⑤ 「保育の利用を必要とする理由」の欄は、認定事由(2ページ)の欄をよく読み、保育を必要とする
□に して具体的な状況を記入してください。
- ⑥ 入園児童の年齢は下表の年齢を記入してください。
その他の世帯員の年齢については、令和8年4月1日現在の年齢を記入してください。

5歳児	令和2年4月2日生 ~ 令和3年4月1日生	5歳
4歳児	令和3年4月2日生 ~ 令和4年4月1日生	4歳
3歳児	令和4年4月2日生 ~ 令和5年4月1日生	3歳
2歳児	令和5年4月2日生 ~ 令和6年4月1日生	2歳
1歳児	令和6年4月2日生 ~ 令和7年4月1日生	1歳
0歳児	令和7年4月2日生 ~	0歳

(4) その他

申込みされたお子さんの疾病・発達・発育等で認定こども園の利用が心配な場合は、必ず事前に子育て支援課へ申し出てください。集団保育に適応できるか、また、どのような支援が必要かを確認するために診断書の提出や面談をお願いする場合があります。なお、事前に相談がない場合や施設の受入れ状況が整わない場合は、希望される時期からの利用ができないことがありますので、ご了承ください。

申込みからご利用までの流れについて

(1) 申込みからご利用までの流れ(公立認定こども園)

11月4日～11月21日	支給認定申請受付期間
11月下旬～1月下旬	提出された申請書及び証明書等により、市が施設の利用を調整
2月中旬	市から認定証・施設利用承諾書の送付 ※継続の方は施設を通じて送付します。
2月下旬～3月上旬	各施設において入園説明会及び面接・健康診断
4月上旬	入園式 ※入園式後、慣らし保育が2～3週間程度あります。



★私立認定こども園については、各園の入園案内等でご確認ください。

(2) 入園に関する注意事項等について

①慣らし保育について

こども園等に初めて入園する子どもは、保護者と離れて慣れない場所で過ごすといった環境の変化に戸惑いや不安をもつことがあります。そのため、園生活に無理なく慣れることを目的として、慣らし保育を行っています。(入園日から2～3週間程度)

慣らし保育期間中は早めのお迎えをお願いすることとなりますが、慣らし保育は、こども園等での集団生活を行うためにとても大切なものですので、ご協力をお願いいたします。

※慣らし保育は利用開始日より前に行くことはできませんので、ご家族や勤務先等とご相談のうえ、対応をお願いいたします。

②家庭状況の変更について

家庭の状況(住所・世帯構成・勤務先など)や認定の変更がある場合は、速やかに利用施設または子育て支援課へ連絡し、必要な書類を提出してください。

③保育認定の変更について

転職や退職、就労時間・日数の変更、妊娠、育児休業の取得など、保育認定(2・3号認定)の理由に変更が生じた場合は、速やかに利用施設または子育て支援課へ連絡し、必要な書類を提出してください。

④預かり保育について(1号認定の方)

1号認定の預かり保育については、別紙『1号認定の「預かり保育」制度について』をご覧ください。なお、利用する場合は、「預かり保育利用申請書」の提出が必要です。私立認定こども園については直接、施設へ申込みをしてください。また、別途、施設等利用給付認定を受けていただく場合があります。詳しくは、子育て支援課へお問い合わせください。

⑤災害共済給付制度について

公立認定こども園でお子さんが負傷した場合などに、(独)日本スポーツ振興センターより医療費や見舞金等を給付される制度があります。入園と同時に加入することとなっております。

※保険料は、保護者の方にも一部を負担していただきます。私立認定こども園については、各園にお問い合わせください。

⑥施設の変更(転園)について

年度途中で阿波市内認定こども園間の転園は、原則として認めておりません。

⑦施設の退園について

年度途中で退園する場合は、退園が分かった時点で園へ報告し、退園しようとする日の10日前までに退園届を園へ提出してください。

⑧土曜日の保育についてのお願い

土曜休日を実施する職場に勤務されているか、ご両親にかわる大人が家庭におられる等、土曜日に家庭で保育ができるご家庭につきましては、お子さんとの触れ合いをより一層深めるためにもご家庭での保育にご協力をお願いいたします。



公立認定こども園の利用時間について

(1) 2号・3号の利用時間(就労時間や認定要件により標準時間と短時間に分かります。)

- ① 保育標準時間:1日11時間まで(就労時間…月120時間以上)

	7:30	8:30			18:30	19:00
早朝保育	原則的な保育時間(8:30～18:30)				時間外保育 (保育料有)	

- ② 保育短時間:1日8時間まで(就労時間…月48時間～120時間未満)

	8:30		16:30		17:30
原則的な保育時間(8:30～16:30)				時間外保育 (保育料有)	

※時間外保育…最大で利用可能な枠(10日/月以内の利用)

【留意事項】

- ① 早朝保育については、通勤の関係上やむを得ない場合にご利用が可能です。(ご利用の施設で就労状況を確認します。)
- ② 保育の必要量の区分にかかわらず、保育施設等を利用できる時間は保育を必要とする時間のみです。勤務時間が終了次第、速やかなお迎えをお願いいたします。

【土曜日の利用について】

- ▶ 利用時間 …保育標準時間(7:30～12:15)・保育短時間(8:30～12:15)
- ▶ 利用施設 …一条認定こども園・土成中央認定こども園・八幡認定こども園・伊沢認定こども園
(※大俣認定こども園については、八幡認定こども園での合同保育となります。)

(2) 1号の利用時間

- ① 教育標準時間:1日4時間(預かり保育 13:00～18:00 ※別途申請が必要です。)

	7:30	8:00		12:00	13:00		18:00	19:00
集団登校 (5歳児)	教育標準時間 (8:00～12:00)			給食 降園	預かり保育 (保育料有)		時間外保育 (保育料有)	

【留意事項】 給食終了後、13時までに降園をお願いします。

【土曜日の利用について】

- ▶ 利用時間 … 1号預かり保育(8:00～12:15)
- ▶ 利用施設 … 上記2号・3号と同じ

【長期休業日中の利用について(利用施設での1号預かり保育)】

- ▶ 平日(月～金)利用時間(8:00～18:00)・土曜日利用時間(8:00～12:15)

※1号認定の方は、長期休業日(夏季・冬季・春季)があります。長期休業日中も施設利用を希望する場合は、『1号認定の「預かり保育」制度について』をご覧ください。

- ★ 私立認定こども園の利用時間については、19ページ以降の施設情報をご覧ください。

☆保育料の算定は、令和8年4月1日現在の年齢(途中入園の場合も含む)を適用します。年度途中で年齢が変わっても保育料算定上の年齢は変わりません。

☆原則、父母(支給認定保護者及びその配偶者)それぞれの課税額の合計で保育料を算定します。ただし、祖父母等が生計の中心となっている場合には、その方の所得税額を含めて保育料を算定することがあります。

☆税額控除(住宅借入金等特別税額控除、寄付金控除、配当控除、外国税額控除等)は適用しません。

☆所得の申告ができていない(マイナンバー届出書が未提出)等、市民税額が確認できない場合は最高階層の保育料となりますので、申告をお願いいたします。

◎特別保育 保育料(公立認定こども園)

項 目		時 間	金 額
1号認定 預かり保育	通年利用	13:00~18:00	月額 4,000円
	一時利用		日額 1,000円(10日/月以内)
	時間外保育	18:00~19:00	日額 250円
	土曜保育	8:00~12:15	日額 500円
時間外保育 (2号・3号認定)	短時間認定児	16:30~17:30	日額 250円(10日/月以内)
	標準時間認定児	18:30~19:00	日額 100円

※ 時間外保育・土曜保育の利用には別途申請書が必要となります。

※ 1号認定預かり保育の通年利用を希望する場合は、別途、保育が必要なことを証する書類の提出が必要です。(『1号認定の「預かり保育」制度について』をご覧ください。)

※ 1号認定の預かり保育と土曜保育については、保育料のほか、別途おやつ代が必要です。

※ 上記を利用する児童が生活保護法による被保護世帯に該当する等の場合は、保育料を免除します。

※ 私立認定こども園の特別保育料については、直接施設にお問い合わせください。

給食費について

1号認定・2号認定については、給食費のうち副食費(おかず代等)は実費徴収となります。

国の制度では副食費の支払いを免除する範囲が定められていますが、阿波市におきましては、国が示す免除対象の範囲を拡大し、子育て世代の負担軽減を図ります。阿波市の副食費免除対象の範囲は下表のとおりです。

なお、給食費のうち、ごはん代にあたる主食費については、1号認定・2号認定ともに阿波市が負担します。(ただし、市内認可保育施設に限ります。)

※3号認定については、給食費は保育料に含まれていますので、実費徴収はありません。

副食費の免除対象者(1号・2号認定)	
国	<ul style="list-style-type: none"> ・年収360万円未満相当(※注①)の世帯のすべての児童 ・所得階層にかかわらず、すべての第3子以降の児童 <ul style="list-style-type: none"> ◆第3子の考え方: 1号認定の場合は、小学校3年生までの児童から数えて3人目 2号認定の場合は、小学校就学前の児童のうち3人目
阿波市	国の免除対象者(上欄参照)に加えて、以下のすべての要件を満たす児童 <ul style="list-style-type: none"> ①18歳未満の児童が2人以上いる世帯で、阿波市から支給認定を受けている第2子以降の児童 ②阿波市内の認定こども園を利用する児童

※免除額の上限は4,900円です。副食費が4,900円を上回る場合、その差額は保護者負担となります。

※注① 「年収360万円未満相当世帯」とは下表のとおりです。(1号認定と2号認定で対象範囲が異なります。) 阿波市で課税台帳等を確認の上、決定いたします。

1号認定の場合	保護者の市町村民税(所得割額)の合計額が、77,101円未満の世帯
2号認定の場合	保護者の市町村民税(所得割額)の合計額が、57,700円未満の世帯 ※所得割額 77,101万円未満で、ひとり親家庭、在宅障がい者(児)のいる世帯については、必要書類の提出をお願いします。 ▶ひとり親家庭等・・・児童扶養手当の証書の写しなど ▶在宅障がい者(児)のいる世帯・・・身体障害者手帳や療育手帳の写しなど

★ 副食費は、施設によって金額が異なります。14ページ以降の施設情報をご覧ください。徴収方法については、各施設からご案内します。



令和8年度 阿波市 認定こども園一覧表

【公立 幼保連携型認定こども園】

施設名	住所（電話番号）	受入年齢	定員
一条認定こども園	吉野町西条字岡ノ川原134番地1 (088-696-3046・088-696-3837)	8か月～5歳児	180人
土成中央認定こども園	土成町吉田字山の神23番地1 (088-695-5681・088-637-8881)	8か月～5歳児	250人
八幡認定こども園	市場町大野島字稻荷179番地 (0883-36-3288・0883-36-2810)	8か月～5歳児	160人
大俣認定こども園	市場町大俣字行峯257番地1 (0883-36-2809・0883-36-5565)	8か月～5歳児	80人
伊沢認定こども園	阿波町南柴生83番地1 (0883-35-3866・0883-35-3849)	8か月～5歳児	120人

◇大俣認定こども園の土曜保育については、八幡認定こども園での集中保育となります。

【私立 幼保連携型認定こども園】

施設名【設置者】	住所（電話番号）	受入年齢	定員
かきはら子ども園 【(福)和田島福祉会】	吉野町柿原字ヒロナカ238番地1 (088-696-3838)	6か月～5歳児	90人
市場かもめこども園 【(福)かもめ福祉会】	市場町市場字上野段669番地 (0883-30-1219)	6か月～5歳児	110人
久勝かもめこども園 【(福)かもめ福祉会】	阿波町森沢26番地 (0883-35-5086)	6か月～5歳児	100人
はやし子ども園 【(福)和田島福祉会】	阿波町東整理155番地1 (0883-35-5047)	6か月～5歳児	120人



園の名称	一条認定こども園
------	----------



本園は、平成27年4月、一条幼稚園と一条・吉野中央保育所を再編し、幼保連携型認定こども園として開園しました。0歳児から5歳児を一続きの成長の流れと捉え、一貫した教育・保育を行い、小学校への滑らかな接続を図ることを目的とした施設です。

【教育・保育目標】

基本的な生活習慣を養い、心身ともにたくましく、心豊かな幼児を育成する。

【めざす園児像】

- ・健康で明るくたくましい子
- ・心豊かでやさしい子
- ・友達と仲良く遊べる子
- ・創造性豊かに表現できる子
- ・自分で考え行動し、進んで取り組む子

園の概要


施設の種類	幼保連携型認定こども園	受入年齢	8か月 ～ 5歳児	
設置者	阿波市			
所在地	阿波市吉野町西条字岡ノ川原134番地1			
問い合わせ先	088-696-3046・088-696-3837			
利用定員	1号認定	2号認定	3号認定	
	3～5歳児	3～5歳児	1・2歳児	0歳児
計 180人	45人	85人	40人	10人
長期休業 (1号認定)	夏季休業	7月21日 ～ 8月24日		
	冬季休業	12月24日 ～ 翌年1月7日		
	春季休業	3月25日 ～ 4月7日		

教育・保育の提供時間

項目	1号認定 (教育標準時間認定)		2・3号認定(保育認定)		
			保育標準時間	保育短時間	
開園日	月曜日から金曜日		月曜日から土曜日		
休園日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始		日曜日、祝日、年末年始		
保育時間	平日	8:00 ～ 13:00	7:30 ～ 18:30	8:30 ～ 16:30	
	土曜	～	7:30 ～ 12:15	8:30 ～ 12:15	
預かり保育 (1号認定)	学期中	平日	13:00 ～ 18:00	平日	～
		土曜	～	平日	18:30 ～ 19:00
時間外保育	長期休業	平日	～	土曜	～
		土曜	～	土曜	～

※時間外保育等の利用は下記「保育料以外の利用者負担額」をご覧ください。

利用者負担額	一時預かり保育料 (1号認定)	平日(13:00～18:00) 1,000円 ※利用は月10日以内 ※おやつ代は別途かかります。	時間外保育料 (2・3号認定)	標準時間：日額 100円 短時間：日額 250円 (短時間は月10日以内)
	実費徴収 (R7年度参考)	副食費(1号・2号) 4,500円、保護者会費 月額300円 絵本代 440円程度、日本スポーツ振興センター負担金 210円 その他教育・保育において必要となるもの実費(バス遠足代等)		
	上乗せ徴収	無し		


園の名称	土成中央認定こども園
	<p>本園は、0歳児から5歳児を一続きの成長の流れと捉え、一貫した教育・保育を行う中で義務教育への滑らかな接続を図ることを目的とした施設です。</p> <p>【教育・保育目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣を養い、心身ともにたくましく、心豊かな園児を育成する。 <p>【めざす園児像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気に遊ぶたくましい子 ・やさしい思いやりのある子 ・自分で考えて行動できる子

園の概要				
施設の種類	幼保連携型認定こども園	受入年齢	8か月 ～ 5歳児	
設置者	阿波市			
所在地	阿波市土成町吉田字山の神23番地1			
問い合わせ先	088-695-5681・088-637-8881			
利用定員	1号認定	2号認定	3号認定	
	3～5歳児	3～5歳児	1・2歳児	0歳児
計 250人	60人	115人	60人	15人
長期休業 (1号認定)	夏季休業	7月21日 ～ 8月24日		
	冬季休業	12月24日 ～ 翌年1月7日		
	春季休業	3月25日 ～ 4月7日		

教育・保育の提供時間					
項目	1号認定 (教育標準時間認定)		2・3号認定(保育認定)		
			保育標準時間	保育短時間	
開園日	月曜日から金曜日		月曜日から土曜日		
休園日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始		日曜日、祝日、年末年始		
保育時間	平日	8:00 ～ 13:00	7:30 ～ 18:30	8:30 ～ 16:30	
	土曜	～	7:30 ～ 12:15	8:30 ～ 12:15	
預かり保育 (1号認定)	学期中	平日	13:00 ～ 18:00	平日	～
		土曜	～	18:30 ～ 19:00	平日
時間外保育	長期休業	平日	～	～	～
		土曜	～	～	～

※時間外保育等の利用は下記「保育料以外の利用者負担額」をご覧ください。

※時間外保育等の利用は下記「保育料以外の利用者負担額」をご覧ください。	一時預かり保育料 (1号認定)	平日(13:00～18:00) 1,000円 ※利用は月10日以内 ※おやつ代は別途かかります。	時間外保育料 (2・3号認定)	標準時間：日額 100円 短時間：日額 250円 (短時間は月10日以内)
	実費徴収 (R7年度参考)	副食費(1号・2号) 4,500円、保護者会費 月額300円 絵本代 440円程度、日本スポーツ振興センター負担金 210円 その他教育・保育において必要となるもの実費(バス遠足代等)		
	上乗せ徴収	無し		

園の名称	八幡認定こども園
	<p>本園は、0歳児から5歳児を一続きの成長の流れと捉え、「保育」と「教育」を基本方針として、義務教育への滑らかな接続を図ることを目標としています。</p> <p>【教育・保育目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的生活習慣を養い、心身ともに逞しく心豊かな幼児を育成する。 <p>【めざす園児像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 心身ともにたくましい子ども ・ 心豊かでおもいやりのある子ども ・ 自ら考え行動する子ども ・ 育ち合う子ども

園の概要				
施設の種類	幼保連携型認定こども園	受入年齢	8か月 ～ 5歳児	
設置者	阿波市			
所在地	阿波市市場町大野島字稻荷179番地			
問い合わせ先	0883-36-3288・0883-36-2810			
利用定員	1号認定	2号認定	3号認定	
	3～5歳児	3～5歳児	1・2歳児	0歳児
計 160人	45人	45人	50人	20人
長期休業 (1号認定)	夏季休業	7月21日 ～ 8月24日		
	冬季休業	12月24日 ～ 翌年1月7日		
	春季休業	3月25日 ～ 4月7日		

教育・保育の提供時間							
項目	1号認定 (教育標準時間認定)			2・3号認定(保育認定)			
				保育標準時間		保育短時間	
開園日	月曜日から金曜日			月曜日から土曜日			
休園日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始			日曜日、祝日、年末年始			
保育時間	平日	8:00 ～ 13:00		7:30	～ 18:30	8:30	～ 16:30
	土曜	～		7:30	～ 12:15	8:30	～ 12:15
預かり保育 (1号認定)	学期中	平日	13:00 ～ 18:00	平日	～	平日	～
		土曜	～	18:30	～ 19:00	16:30	～ 17:30
時間外保育	長期休業	平日	～	土曜	～	土曜	～
		土曜	～		～		～

※時間外保育等の利用は下記「保育料以外の利用者負担額」をご覧ください。

※時間外保育等の利用は下記「保育料以外の利用者負担額」をご覧ください。	一時預かり保育料(1号認定)	平日(13:00～18:00) 1,000円 ※利用は月10日以内 ※おやつ代は別途かかります。	時間外保育料(2・3号認定)	標準時間：日額 100円 短時間：日額 250円 (短時間は月10日以内)
	実費徴収(R7年度参考)	副食費(1号・2号) 4,500円、保護者会費 月額300円 絵本代 440円程度、日本スポーツ振興センター負担金 210円 その他教育・保育において必要となるもの実費(バス遠足代等)		
	上乗せ徴収	無し		

園の名称	大保認定こども園
------	----------



本園は、大保幼稚園と大保保育所を統合し、令和3年4月1日に幼保連携型大保認定こども園として開園しました。0歳児から5歳児までを一続きの成長の流れと捉え、一貫した教育・保育を行い、小学校への滑らかな接続を図っています。

【教育・保育目標】

基本的な生活習慣を養い、心身ともにたくましく心豊かな幼児を育成する。

【めざす園児像】

- ・健康で明るくたくましい子ども
- ・心豊かでやさしい子ども
- ・友達と仲良く遊べる子ども
- ・創造性豊かに表現できる子ども
- ・自分で考えて行動し、進んで取り組む子ども

園の概要				
施設の種類	幼保連携型認定こども園	受入年齢	8か月 ～ 5歳児	
設置者	阿波市			
所在地	阿波市市場町大保字行峯257番地1			
問い合わせ先	0883-36-2809・0883-36-5565			
利用定員	1号認定	2号認定	3号認定	
	3～5歳児	3～5歳児	1・2歳児	0歳児
計 80人	7人	40人	24人	9人
長期休業 (1号認定)	夏季休業	7月21日 ～ 8月24日		
	冬季休業	12月24日 ～ 翌年1月7日		
	春季休業	3月25日 ～ 4月7日		

教育・保育の提供時間							
項目	1号認定 (教育標準時間認定)			2・3号認定(保育認定)			
				保育標準時間		保育短時間	
開園日	月曜日から金曜日			月曜日から土曜日			
休園日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始			日曜日、祝日、年末年始			
保育時間	平日	8:00 ～ 13:00		7:30	～ 18:30	8:30	～ 16:30
	土曜	～		7:30	～ 12:15	8:30	～ 12:15
預かり保育 (1号認定)	学期中	平日	13:00 ～ 18:00	平日	～	平日	～
		土曜	～	18:30 ～ 19:00	～	16:30 ～ 17:30	～
時間外保育	長期休業	平日	～	土曜	～	土曜	～
		土曜	～	～	～	～	～

※時間外保育等の利用は下記「保育料以外の利用者負担額」をご覧ください。

※時間外保育等の利用は下記「保育料以外の利用者負担額」をご覧ください。	一時預かり保育料(1号認定)	平日(13:00～18:00) 1,000円 ※利用は月10日以内 ※おやつ代は別途かかります。	時間外保育料(2・3号認定)	標準時間：日額 100円 短時間：日額 250円 (短時間は月10日以内)
	実費徴収(R7年度参考)	副食費(1号・2号) 4,500円、保護者会費 月額300円 絵本代 440円程度、日本スポーツ振興センター負担金 210円 その他教育・保育において必要となるもの実費(バス遠足代等)		
	上乗せ徴収	無し		


園の名称	伊沢認定こども園
	<p>本園は、令和2年に伊沢幼稚園と伊沢保育所を統合し、幼保連携型伊沢認定こども園として開園しました。0歳児から5歳児を一続きの成長の流れと捉え、一貫した教育・保育を行う中で義務教育への滑らかな接続を図ることを目的とした施設です。</p> <p>【教育・保育目標】 基本的な生活習慣を養い、心身ともにたくましく、心豊かな幼児を育成する。</p> <p>【めざす園児像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康で明るくたくましい子ども ・心豊かでやさしい子ども ・友達と仲良く遊べる子ども ・自分で考えて行動し、進んで取り組む子ども

園の概要				
施設の種類	幼保連携型認定こども園	受入年齢	8か月 ～ 5歳児	
設置者	阿波市			
所在地	阿波市阿波町南柴生83番地1			
問い合わせ先	0883-35-3866・0883-35-3849			
利用定員	1号認定	2号認定	3号認定	
	3～5歳児	3～5歳児	1・2歳児	0歳児
計 120 人	15人	55人	40人	10人
長期休業 (1号認定)	夏季休業	7月21日 ～ 8月24日		
	冬季休業	12月24日 ～ 翌年1月7日		
	春季休業	3月25日 ～ 4月7日		

教育・保育の提供時間							
項目	1号認定 (教育標準時間認定)			2・3号認定(保育認定)			
				保育標準時間		保育短時間	
開園日	月曜日から金曜日			月曜日から土曜日			
休園日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始			日曜日、祝日、年末年始			
保育時間	平日	8:00 ～ 13:00		7:30	～	18:30	8:30 ～ 16:30
	土曜	～		7:30	～	12:15	8:30 ～ 12:15
預かり保育 (1号認定)	学期中	平日	13:00 ～ 18:00	平日	～	平日	～
		土曜	～	18:30 ～ 19:00	～	16:30 ～ 17:30	～
時間外保育	長期休業	平日	～	土曜	～	土曜	～
		土曜	～	～	～	～	～

※時間外保育等の利用は下記「保育料以外の利用者負担額」をご覧ください。

※時間外保育等の利用は下記「保育料以外の利用者負担額」をご覧ください。	一時預かり保育料 (1号認定)	平日(13:00～18:00) 1,000円 ※利用は月10日以内 ※おやつ代は別途かかります。	時間外保育料 (2・3号認定)	標準時間：日額 100円 短時間：日額 250円 (短時間は月10日以内)
	実費徴収 (R7年度参考)	副食費(1号・2号) 4,500円、保護者会費 月額300円 絵本代 440円程度、日本スポーツ振興センター負担金 210円 その他教育・保育において必要となるもの実費(バス遠足代等)		
	上乗せ徴収	無し		

園の名称	かきはら子ども園
	当法人は、小松島市花しんばり子ども園を含め9園を運営しており、＜地域に根ざした、子育て家庭に優しい子ども園＞を理念として、生活習慣の自立と健康で意欲的な活動を通して、豊かな人間性を育てる教育・保育を行っています。かきはら子ども園では、園児の笑顔、笑い声があふれる子ども園として、音感・言語教育や病児・病後児保育に取り組むとともに、子育て支援センター事業の実施等、地域の皆様のご協力も頂きながら運営しております。

園の概要				
施設の種類	幼保連携型認定こども園	受入年齢	6か月 ～ 5歳児	
設置者	社会福祉法人 和田島福祉会			
所在地	阿波市吉野町柿原字ヒロナカ238番地1			
問い合わせ先	088-696-3838			
利用定員	1号認定	2号認定	3号認定	
	3～5歳児	3～5歳児	1・2歳児	0歳児
計 90人	10人	47人	24人	9人
長期休業 (1号認定)	夏季休業	7月21日 ～ 8月24日		
	冬季休業	12月24日 ～ 翌年1月7日		
	春季休業	3月25日 ～ 4月7日		

教育・保育の提供時間					
項目	1号認定 (教育標準時間認定)		2・3号認定 (保育認定)		
			保育標準時間	保育短時間	
開園日	月曜日から金曜日		月曜日から土曜日		
休園日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始		日曜日、祝日、年末年始		
保育時間	平日	8:30 ～ 14:00	7:30 ～ 18:30	8:30 ～ 16:30	
	土曜	～	7:30 ～ 18:30	8:30 ～ 16:30	
預かり保育 (1号認定)	学期中	平日	7:00 ～ 8:30 14:00 ～ 19:00	平日	7:00 ～ 8:30 16:30 ～ 19:00
		土曜	～	18:30 ～ 19:00	～
時間外保育	長期休業	平日	8:30 ～ 16:30	土曜	7:00 ～ 8:30 16:30 ～ 19:00
		土曜	～	18:30 ～ 19:00	～

※時間外保育等の利用は下記「保育料以外の利用者負担額」をご覧ください。

※時間外保育等の利用は下記「保育料以外の利用者負担額」をご覧ください。	実費徴収	教材費等	教材費 500円程度/月、他		
		給食費	副食費4,500円/月 (減免措置等は、阿波市公立施設に準じる)		
		その他	保護者会費300円/月、学校安全会210円/年		
	上乗せ徴収	無し			
	預かり保育料	学期中；教育時間の前後30分につき100円	延長保育料	保育認定時間の前後30分につき100円	
長期休暇中 (8:30～16:30)	1,850円/日				

法人のその他事業

- 一時預かり事業 ○病児・病後児保育 (体調不良児対応型) 事業
- 音感教育、言語(英語)教育事業 ○子育て支援センター事業

園の名称	市場かもめこども園
------	-----------



0歳児から小学校就学前までの一貫した教育・保育を行なうなかで「じょうぶなカラダと豊かなココロの育成」を基本方針として、一人ひとりに即した援助を行ないながら「元気」「勇氣」「根気」の3本の木（気）を育み、「生きる力」をつけることを目標としています。

情緒の安定を図りながら、食事・睡眠・排泄などの基本的な生活習慣の自立を目指し、また、体育あそびや、リトミック、スイミングなどのカリキュラムも積極的に取り入れ、園生活の中での様々な経験と併せて、何事にも積極的かつ意欲的に取り組めるように保育を進めています。

<めざす子ども像>

- 健康で丈夫な子ども
- 個性豊かな子ども
- 情緒豊かな子ども
- 思いやりのある子ども
- 何事にも挑戦できる子ども
- 最後まで頑張れる子ども
- 主体性・自主性のある子ども
- 自分の気持ちを伝えられる子ども

園の概要				
施設の種類	幼保連携型認定こども園		受入年齢	6か月 ～ 就学前
設置者	社会福祉法人かもめ福祉会			
所在地	阿波市市場町市場字上野段669番地			
問い合わせ先	(0883) 30-1219			
利用定員	1号認定	2号認定	3号認定	
	3～5歳児	3～5歳児	1・2歳児	0歳児
計 110 人	10	60	33	7
長期休業 (1号認定)	夏季休業	8月11日 ～ 8月20日		
	冬季休業	12月29日 ～ 1月3日		
	春季休業	3月25日 ～ 3月31日		

教育・保育の提供時間													
項目	1号認定 (教育標準時間認定)			2・3号認定(保育認定)									
				保育標準時間		保育短時間							
開園日	月曜～金曜			月曜～土曜									
休園日	土曜・日曜・祝日・年末年始			日曜・祝日・年末年始									
保育時間	平日	8:30	～	13:30	7:30	～	18:30	8:30	～	16:30			
	土曜	～			8:00	～	18:00	8:30	～	16:30			
預かり保育 (1号認定)	学期中	平日	13:30	～	17:30	平日	7:00	～	7:30	平日	16:30	～	18:30
		土曜	～				18:30	～	19:00				
時間外保育	長期休業	平日	8:30	～	17:30	土曜	～		土曜	～			
		土曜	～				～			16:30	～	18:00	

※時間外保育等の利用は下記「保育料以外の利用者負担額」をご覧ください。

※時間外保育等の利用は下記「保育料以外の利用者負担額」をご覧ください。	実費徴収	教材費等	絵本代(400円～490円)			
		給食費	1号・2号共に、5,000円			
		その他	行事費、制服・体操服(3歳児～)			
	上乗せ徴収	無し				
	預かり保育料	13:30～15:30	500円	延長保育料	標準	07:00～07:30
15:30～17:30	500円	標準	18:30～19:00		100円	
		短時間	16:30～18:30		200円	

園の名称	久勝かもめこども園
------	-----------



0歳児から小学校就学前までの一貫した教育・保育を行なうなかで「じょうぶなカラダと豊かなココロの育成」を基本方針として、一人ひとりに即した援助を行ないながら「元気」「勇氣」「根気」の3本の木（気）を育み、「生きる力」をつけることを目標としています。

情緒の安定を図りながら、食事・睡眠・排泄などの基本的な生活習慣の自立を目指し、また、体育あそびや、リトミック、スイミングなどのカリキュラムも積極的に取り入れ、園生活の中での様々な経験と併せて、何事にも積極的かつ意欲的に取り組めるように保育を進めています。

<めざす子ども像>

- 健康で丈夫な子ども
- 個性豊かな子ども
- 情緒豊かな子ども
- 思いやりのある子ども
- 何事にも挑戦できる子ども
- 最後まで頑張れる子ども
- 主体性・自主性のある子ども
- 自分の気持ちを伝えられる子ども

園の概要				
施設の種類	幼保連携型認定こども園		受入年齢	6か月 ～ 就学前
設置者	社会福祉法人かもめ福祉会			
所在地	阿波市阿波町森沢26番地			
問い合わせ先	(0883) 35-5086			
利用定員	1号認定	2号認定	3号認定	
	3～5歳児	3～5歳児	1・2歳児	0歳児
計 100 人	10	55	30	5
長期休業 (1号認定)	夏季休業	8月11日 ～ 8月20日		
	冬季休業	12月29日 ～ 1月3日		
	春季休業	3月25日 ～ 3月31日		

教育・保育の提供時間							
項目	1号認定 (教育標準時間認定)			2・3号認定 (保育認定)			
				保育標準時間	保育短時間		
開園日	月曜～金曜			月曜～土曜			
休園日	土曜・日曜・祝日・年末年始			日曜・祝日・年末年始			
保育時間	平日	8:30 ～ 13:30		7:30 ～ 18:30	8:30 ～ 16:30		
	土曜	～		7:30 ～ 17:30	8:30 ～ 16:30		
預かり保育 (1号認定)	学期中	平日	13:30 ～ 17:30	平日	7:00 ～ 7:30	平日	～
		土曜	～		18:30 ～ 19:00		16:30 ～ 18:30
時間外保育	長期休業	平日	8:30 ～ 17:30	土曜	～	土曜	～
		土曜	～		～		16:30 ～ 17:30

※時間外保育等の利用は下記「保育料以外の利用者負担額」をご覧ください。

※時間外保育等の利用は下記「保育料以外の利用者負担額」をご覧ください。	実費徴収	教材費等	絵本代 (400円～490円)		
		給食費	1号・2号共に、5,000円		
		その他	行事費、制服・体操服 (3歳児～)		
	上乗せ徴収	無し			
	預かり保育料	13:30～15:30	500円	延長保育料	標準 7:00～ 7:30
	15:30～17:30	500円	標準 18:30～19:00		100円
				短時間 16:30～18:30	200円

園の名称	はやし子ども園
------	---------



当法人は、小松島市花しんばり子ども園を含め9園を運営しており、＜地域に根ざした、子育て家庭に優しい子ども園＞を理念として、生活習慣の自立と健康で意欲的な活動を通して、豊かな人間性を育てる教育・保育を行っております。はやし子ども園では、園児の笑顔、笑い声があふれる子ども園として、音感・言語教育や病児・病後児保育に取り組むとともに、子育て支援センター事業の実施等、地域の皆様のご協力も頂きながら運営しております。

園の概要				
施設の種類	幼保連携型認定こども園	受入年齢	6か月 ～ 5歳児	
設置者	社会福祉法人 和田島福祉会			
所在地	阿波市阿波町東整理155番地1			
問い合わせ先	0883-35-5047			
利用定員	1号認定	2号認定	3号認定	
	3～5歳児	3～5歳児	1・2歳児	0歳児
計 120人	10人	65人	36人	9人
長期休業 (1号認定)	夏季休業	7月21日 ～ 8月24日		
	冬季休業	12月24日 ～ 翌年1月7日		
	春季休業	3月25日 ～ 4月7日		

教育・保育の提供時間							
項目	1号認定 (教育標準時間認定)			2・3号認定 (保育認定)			
				保育標準時間	保育短時間		
開園日	月曜日から金曜日			月曜日から土曜日			
休園日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始			日曜日、祝日、年末年始			
保育時間	平日	8:30 ～ 14:00		7:30 ～ 18:30	8:30 ～ 16:30		
	土曜	～		7:30 ～ 18:30	8:30 ～ 16:30		
預かり保育 (1号認定)	学期中	平日	7:00 ～ 8:30 14:00 ～ 19:00	平日	7:00 ～ 7:30 18:30 ～ 19:00	平日	7:00 ～ 8:30 16:30 ～ 19:00
		土曜	～				
時間外保育	長期休業	平日	8:30 ～ 16:30	土曜	7:00 ～ 7:30 18:30 ～ 19:00	土曜	7:00 ～ 8:30 16:30 ～ 19:00
		土曜	～				

※時間外保育等の利用は下記「保育料以外の利用者負担額」をご覧ください。

※時間外保育等の利用は下記「保育料以外の利用者負担額」をご覧ください。	実費徴収	教材費等	教材費 500円程度/月、他		
		給食費	副食費4,500円/月 (減免措置等は、阿波市公立施設に準じる)		
		その他	保護者会費300円/月、学校安全会210円/年		
	上乗せ徴収	無し			
	預かり保育料	学期中；教育時間の前後30分につき100円	延長保育料	保育認定時間の前後30分につき100円	
	長期休暇中 (8:30～16:30) 1,850円/日				

法人のその他事業

- 一時預かり事業 ○病児・病後児保育 (体調不良児対応型) 事業
- 音感教育、言語(英語)教育事業 ○子育て支援センター事業

